

交通安全対策基本法（抜粋）

（昭和四十五年六月一日法律第百十号）

（市町村交通安全計画等）

第二十六条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成しなければならない。

- 2 市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は、前項の規定により市町村交通安全計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関の意見をきかなければならない。
- 3 市町村交通安全計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 4 市町村長は、必要があると認めるときは、市町村の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において市町村が講ずべき施策に関する計画（以下「市町村交通安全実施計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、市町村交通安全実施計画は、都道府県交通安全実施計画に抵触するものであつてはならない。
- 5 市町村交通安全対策会議は、第一項の規定により市町村交通安全計画を作成したときは、すみやかに、これを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 6 市町村長は、第四項の規定により市町村交通安全実施計画を作成したときは、すみやかに、これを都道府県知事に報告しなければならない。
- 7 第二項及び第五項の規定は市町村交通安全計画の変更について、前項の規定は市町村交通安全実施計画の変更について準用する。

南丹市交通安全対策審議会条例（抜粋）

（設置）

第1条 交通安全に関する基本的事項を調査及び審議し、交通環境の整備保全に資するため、南丹市交通安全対策審議会を設置する。

（所掌事項）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて交通安全の保持等を図るため、次の事項について調査及び審議を行い、市長の諮問に答える。

- （1）交通事故防止のための調査研究
- （2）交通安全の広報及び啓蒙
- （3）道路環境の整備改善
- （4）交通安全の指導
- （5）その他必要な事項

（組織）

第3条 審議会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）市議会議員
- （2）教育委員会委員
- （3）所轄の警察署員
- （4）市内教育機関の職員
- （5）各種団体の役員
- （6）消防団の代表者
- （7）その他市長が適当と認める者

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長1人、副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

（委員の任期等）

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、非常勤とする。

（会議）

第7条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは会長がこれを決する。

（報酬等）

第8条 委員に報酬及び旅費を支給する。